



税のプロムナード 税務署からのお知らせ

令和4年 10月
本所 税務署
向島 税務署

所得税確定申告をされる方へ



作成コーナー



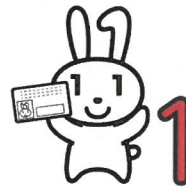
マイナポータル

マイナポータル連携※で 確定申告書を簡単作成！

※ 確定申告書等作成コーナーに証明書等のデータを自動入力できます。

★STEP1 マイナンバーカードの取得

マイナポータル連携のご利用には、
マイナンバーカードが必要



マイナンバーカードの
交付申請は↓こちら



マイナンバーカードはメリットがいっぱい!!

1

コンビニで
各種証明書が
取得可能

2

本人確認
書類として
使用可能

3

健康保険証と
一体化

4

新型コロナワクチン
接種証明書が
取得可能

5

運転免許証と
一体化予定
(令和6年度末)

★STEP2 事前設定の専用ページ(マイナポータル)にアクセス

事前設定は、取得したい証明書等の
種類を選択していただき、**画面の案内**
に沿って進めるだけで**事前設定が**
完了する専用ページを開設して
いますので、ぜひご利用ください。

マイナポータル連携 事前準備



マイナポータル連携
の事前設定ページは
← こちら

★STEP3 確定申告書等の作成

作成コーナー



確定申告書等作成コーナー
は↑こちら

証明書等の発行主体が
マイナポータル連携に
対応している必要が
あります。

発行主体の一覧はこちら。

(発行主体の一覧は随時更新してまいります。)



★ 消費税インボイス制度

墨田区の事業者のみなさまへ！

登録の検討

は、お済みでしょうか？



【登録申請期限等について】

令和5年10月より消費税インボイス制度が開始されます。

制度開始より「インボイス（適格請求書）」を発行するためには、原則的な申請期限である令和5年3月までに登録申請を行い、登録番号の発行を受ける必要があります。

申請期限が近づくと登録申請が集中するほか、確定申告期間とも重なることから、**登録完了までに大幅に時間を要する恐れがあるため、令和4年中の検討終了**をおすすめしています。

※ 申請期限ぎりぎりに登録申請をした場合、事業所に登録通知が届くまでに時間を要し、令和5年10月より適格請求書を発行するための準備期間が十分確保できない可能性があります。

【検討方法】

1 説明資料等

インボイス制度特設サイトの「制度の概要」にインボイス制度に関する資料が掲載されています。

制度の概要



2 説明会等

署主催説明会（次ページ記載）を随時開催しているほか、オンライン説明会も実施しています。

消費税インボイス塾！



また、国税庁動画チャンネル（YouTube）の消費税インボイス特集において、「消費税！今から学ぼう！インボイス塾！」など16本を現在放映しています。

3 インボイス特設コーナー（資料・直通電話設置）

「インボイス特設コーナー」として税務署1階にインボイス制度や登録申請方法に関する資料を備え付けているほか、本所税務署ではコールセンター直通電話を設置しています。感染防止対策で無人化しており、自由に利用が可能です。

（個人事業者の方は、①スマートフォン②マイナンバーカードがあれば、その場で登録申請可能です）

4 インボイス制度に関する質問・ご相談

チャットボットふたば

(1) 一般相談

イ インボイスコールセンター **0120-205-553**

□ 国税庁特設サイト内 (チャットボット、Q&A)

(2) 登録申請個別相談(事前予約制)

コロナ感染防止対策として事前予約制としておりますので所轄署に電話予約の上来署をお願いします。



Q&A



5 関連リンク

○中小企業庁 生産性向上に取り組む皆様へ (各種補助金のご案内)



6 インボイス制度説明会日程表

年月日		開催日時		クラス	開催場所
年月日		時間帯(h)			
R4.10.4	火	14:00~15:00	1	初級	向島青色申告会館
R4.10.6	木	15:30~16:00	0.5	初級	本所法人会館
R4.10.17	月	14:00~15:00	1	初級	本所法人会館
R4.10.20	木	14:00~15:00	1	中級	本所法人会館
R4.10.21	金	10:00~11:00	1	初級	向島青色申告会館
R4.10.25	火	14:00~15:00	1	中級	向島法人会館
R4.11.2	水	14:00~15:00	1	初級	向島青色申告会館
R4.11.7	月	14:00~15:00	1	初級	本所法人会館
R4.11.9	水	15:30~16:00	0.5	中級	本所法人会館
R4.11.24	木	10:00~11:00	1	初級	向島青色申告会館
R4.11.25	金	14:00~15:00	1	初級	向島税務署
R4.12.5	月	14:00~15:00	1	初級	向島法人会館
R4.12.19	月	14:00~15:00	1	中級	向島法人会館
R4.12.20	火	14:00~15:00	1	中級	本所法人会館
R4.12.22	木	14:00~15:00	1	初級	本所法人会館

【参加申込先(事前予約制)】

本所法人会館開催 ⇒ 本所税務署 法人1部門 03-3623-5171(内313)

向島法人会館開催 ⇒ 向島税務署 法人1部門 03-3614-5231(内3211)

向島青色申告会館開催 ⇒ 向島青色申告会 03-3612-1094

【クラス分け】

初級: 免税事業者・新規課税事業者向け 中級: 課税事業者向け



年末調整について!

1 年末調整関係資料・用紙等

「年末調整のしかた」、「源泉徴収税額表」及び「給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引」などの説明資料は、年末調整特設ページ内に掲載していますので、そちらで確認をお願いします。

(注: 令和4年以降紙配布をしていません)

年末調整特設ページ

2 一般相談

(1) 電話相談センター 所轄署に電話し、「1」を選択

(2) 特設ページ内 (チャットボット)



3 個別相談(事前予約制)

コロナ感染防止対策として事前予約制としておりますので所轄署に電話予約の上来署をお願いします。



はじめよう！ 源泉所得税徴収高計算書の e-Tax 提出！

ご存知ですか？

e-Taxを利用すると、源泉所得税の徴収高計算書を、ご自宅や会社から簡単な操作で作成・提出することができます。

画面上で手続きが完結するため、税務署から徴収高計算書の用紙を取り寄せたり、支払の内容に応じて用紙を使い分けたりする必要もありません。

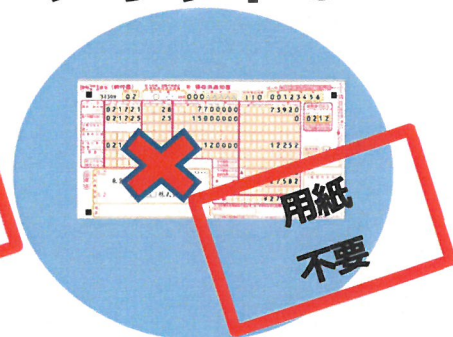
メリット1



メリット2



メリット3



※ e-Tax 利用可能時間 火曜日～金曜日：24 時間 (休祝日の翌稼働日は8時30分から)、月・土・日・休祝日：8時30分～24時

操作方法を **YouTube** で御覧いただけます！

事前準備：e-Taxの開始届出書の提出

e-Taxを利用するために必要な、利用者識別番号と呼ばれる「ID」を取得します。 ※ 初回手続きのみ

詳しくは
こちら
(YouTube)



源泉所得税徴収高計算書の作成・送信

e-Taxで源泉所得税の徴収高計算書を作成・送信します。

簡単な操作で手続きが完了します！

詳しくは
こちら
(YouTube)

